

# 衆議院議員総選挙と 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が、次のとおり行われますのでお知らせいたします。

## ■ 投票日

令和6年**10月27日(日)** 午前**7**時から午後**6**時まで  
※第2・第3・第4投票所は午前**8**時から

投票区	投票区域（公区）	投票所
第1	北町・幸町・錦町・旭町・共栄町	公民館
第2	一の橋	一の橋コミュニティセンター
第3	上名寄第1、第2、第3	農村活性化センター
第4	班溪	南部会館
第5	緑町、三和、二の橋	緑町・三和会館
第6	末広、新町	末広会館
第7	中成南、中成北、元町	下川小学校体育館

※投票所入場券（はがき）で、自分が投票する投票区、投票所等を確認してください。

## ■ 開票 **10月27日(日)** 即日開票

開票場所	開票開始時刻	参観人数
バスターミナル合同センター	午後8時	先着15名

## ■ 臨時車両の運行

投票日には、下記のとおり臨時車両を運行しますのでご利用ください。  
投票終了後は、発車場所まで運行いたします。



投票所	発車時間	発車場所
農村活性化センター行き	午前8時45分	上名寄第1公区会館前

## ■ 投票できる方（選挙人名簿に登録されている方）

- (1) **平成18年10月28日**以前に生まれた方（投票日に満18歳以上になる方）
- (2) 引き続き3か月以上、下川町に住所のある方

## ■ 期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をすることができます。

開票場所	期間	時間
公民館 2 階視聴覚室	10月16日（水） ～10月26日（土）	午前8時30分 ～午後8時 ※土・日含む

※入場券は、**公示日の10月16日から10月18日ごろ**に郵送される予定です。

※なお、入場券が届いていない場合や住所等に誤りがあった場合は、選挙管理委員会までご連絡をお願いいたします。

## ■ 不在者投票

投票日に期日前投票と同様の事由に該当する方は、滞在先の市町村等で不在者投票をすることができます。なお、不在者投票は、あらかじめ選挙人名簿登録のある選挙管理委員会に投票用紙などの請求手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします、

### (1) 滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中、町外に滞在している方は、滞在先の市町村で投票することができます。



### (2) 指定施設内での不在者投票

北海道選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所されている方は、その施設内で投票することができます。



### (3) 郵便による不在者投票

身体が不自由なため投票所での投票が困難である方（身体障害者手帳等をお持ちで一定の障害のある方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方）は、在宅で投票ができる制度があります。

※郵便投票の請求は、投票日の4日前までに請求してください。

■ お問い合わせ 下川町選挙管理委員会事務局 電話 4-2511(内線225)  
直通 4-2132